

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	佐渡市立小学校及び中学校の児童生徒、新潟県立佐渡中等教育学校前期生のうち、遠距離から通学する者を支援し、児童等の保護者に対して通学費を補助する。
補助事業者	遠距離通学児童生徒の保護者
補助対象経費	定額
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>定額</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由 遠距離通学に係る児童生徒の交通費支援のため。</p>
補助率等	<p>定額</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>無</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 遠距離通学に係る児童生徒の交通費支援のため。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>学校を通じて集約</p>
事業担当	<p>(担当部署) 学校教育課</p> <p>(電話番号) 58-7351</p>